



森一美

お答え

しま

交通事故・労災保険の保険料率を上げないために

—メリット制が適用されている事業場の場合—

協子「労太、ちょっと相談があるんだけど、いいから?」

労太「労災保険のことかい? 協子の相談はいつも難題だから、役に立てるかどうか

「あのね、私の会社の人があ事中に交通事故に遭ったのよ。労災保険を使って治療を始めたんだけど、怪我がひどく治療費が高額になるような。私の会社は、労災保険のメリット制が適用されてい

るから、労災保険の保険料率がどのくらい高くなるのか知りたいと思って」

「そうだね、メリット制が労災保険を受給した場合に適用されている事業場の労災保険率は、簡単には労災保

額と、事業場が支払った労災保険料の収支によって労災保険の料率が上下する制度です。

業務上の交通事故で労働者が労災保険を受給した場合に受けた業務上の保険給付の額と、事業場が支払った労災保険料率が上下する制度です。

労災保険では、一定規模以上の事業場に「メリット制」が適用されていることはご存知の通りです。

メリット制を簡単に言うと、過去3年間に事業場の労働者が受けた業務上の保険給付の額と、事業場が支払った労災保険料率が上下する制度です。

労災保険を受給した場合は、手続きを行えば保険料率が上がらないことがあります。

どうしたことなのか、労太君と協子さんの話に耳を傾けてみましょう。

料率はわからないんだよ」「そうよね? でも、かなり高くなりそうで、心配なんだけど」

「労災保険への手続きはすませたの? 交通事故の場合

は手続きが多いはずだけど」「病院へは療養補償給付請求書を持って行つたけど、他には何をすればいい?」

「じゃあ、すぐに監督署に『第三者行為災害届』を提出したほうがいいよ」

「病院から治療費の請求が監督署へ届くと、監督署から『届』を出しなさいって連絡が来るんじゃないの?」

「そうだね、メリット制の監督署へ届くと、監督署から『届』を出しなさいって連絡が来るんだよ。」

「監督署の事務処理が早く適用されている事業場の労災保険率は、簡単には労災保

額から給付額を支払った保険料で割った収支率で算定されるんだ。だから、保険給付の額がわからないと将来の保険

況の報告を受けるんだ。そして、両方の申立て内容などから監督署が事故の過失割合を判断するんだよ。この処理に時間がかかるんだ」

「知らないかったわ。事故の相手の人からも状況を確認するのね」

「監督署は労働者に給付した保険金額から、過失割合に応じて相手の人に支払いを請求するんだよ。これを求償って言うんだ。

この求償した金額は、メリ

ット制の保険料率の算定のとき、労災保険の給付額から差し引かれるんだよ。つまり、

相手の人の過失割合が100%の時は、労災保険率は全く上がらないということなんだ」

「監督署の事務処理が早く交通事故の場合は、被災した労働者の方からと同時に、事故の相手の人からも事故状況

と?」「そうでもないんだ。詳しく述べないけど、求償が事故の発生した年度内に行われないと効果がないんだ。だから、監督署の事務処理が早く進むように、事業場は事故情報を早く連絡した方がいいんだよ」

「わかったわ。早速、監督署へ『第三者行為災害届』を提出に行くわ」

「おわかりいただけましたか? 労災保険メリット制の適用を受けている事業場の方で、業務上の交通事故などで、業務上の交通事故などを起こす時に監督署に事故状況の報告を行うことが必要です。それが保険料率を上げないことにつながります。」

交通事故の場合は、監督署に相談しながら事務処理を進めることができます。」

(元労働保険適用・事務組合

課長)

「そうなんだ。じゃあ、相手の人の過失割合が大きいときは心配しなくていいってことだ」